

大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1.用語</p> <p>この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)分割比率 <u>株式の分割において、分割後の発行済株式の総数を分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。</u></p> <p>(2)割当比率 <u>株式無償割当てにおいて、割当て後の発行済株式の総数を割当て前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。</u></p> <p>(3)併合比率 <u>株式の併合において、併合後の発行済株式の総数を併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。</u></p> <p>(4)単元株式数の変更比率 <u>単元株式数の変更において、変更前の単元株式数を変更後の単元株式数で除して得た数をいう。</u></p> <p>(5)特例株券 平成13年10月1日以降行われた株式の分割、<u>株式無償割当て、株式の併合又は単元株式数の変更</u>(証券取引所に上場(日本証券業協会が証券取引法(昭和23年法律第25号)第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。)される前に行われたものを除く。)について、それぞれ行われる都度算出された分割比率、<u>割当比率、併合比率又は単元株式数の変更比率</u>をそれぞれ乗じて得た数(以下「分割等による調整率」という。)が10以上となる株券をいう。</p> <p>2.分割等による調整率の変更日</p> <p>機構は、<u>株式の分割、株式無償割当て又は株式の併合</u>にあつては当該基準日の翌日又は当該株券提出期日の翌日に、<u>単元株式数の変更</u>にあつては変更日に、分割等による調整率の変更を行うこととする。</p> <p>(削る)</p>	<p>1.用語</p> <p>この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)分割比率 <u>当該株式の分割後の発行済株式の総数を当該分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。</u> (新設)</p> <p>(2)併合比率 <u>当該株式の併合後の発行済株式の総数を当該併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。</u></p> <p>(3)1単元の株式の数の変更比率 <u>1単元の株式の数の変更において、1単元の株式の数の変更前の1単元の株式の数を当該変更後の1単元の株式の数で除して得た数をいう。</u></p> <p>(4)特例株券 平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は<u>1単元の株式の数の変更</u>(ただし、証券取引所に上場(日本証券業協会が証券取引法(昭和23年法律第25号)第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。)される前に行われたものを除く。)について、それぞれ行われる都度算出された<u>当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率</u>をそれぞれ乗じて得た数(以下「分割等による調整率」という。)が10以上となる株券をいう。</p> <p>2.分割等による調整率の変更日</p> <p>機構は、株式の分割又は併合にあつては当該基準日の翌日又は当該株券提出期日の翌日に、<u>1単元の株式の数の変更</u>にあつては変更日に、分割等による調整率の変更を行うこととする。</p> <p>4.特例株券に係る機構名義への書換の取次に係る手数料</p> <p>(1)特例株券に係る機構名義への書換の取次</p>

に係る手数料の徴収料率

1株につき預託を受けた特例株券の機構名義への書換の取次に要した費用を、当該預託を受けた株数の総数で按分した額。この場合において、当該徴収料率は、特例株券ごとに算出するものとする。

(2) 徴収料率の算出の取扱い

特例株券ごとに1参加者による1日5億株(1単元の株式の数が1,000株以外の銘柄の場合には、当該株数に1,000を乗じた数を当該1単元の株式の数で除して得た株数。単元株制度の適用を受けない銘柄の場合には、当該株数に1,000を乗じて得た株数。以下同じ。)超の預託(機構が当該参加者に対し、予め複数の預託日を指定した場合には、各指定日の当該参加者の預託株数の合計株数を1日の預託株数とみなす。以下同じ。)が行われた場合には、当該預託に係る株券の機構名義への書換の取次に要した費用及び当該預託株数の総数は、前(1)の手数料の料率の算出の対象としないこととする。

(3) 徴収料率の算出期間

前(1)の手数料の料率は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までのそれぞれの期間ごとに算出する。

4. 特例株券に係る各手数料の徴収対象者

(1)・(2) (略)
(削る)

5. 特例株券に係る各手数料の徴収対象者

(1)・(2) (略)
(3) 機構名義への書換の取次に係る手数料

預託を行った参加者。ただし、特例株券ごとに1参加者による1日5億株超の預託が行われた場合には、当該預託を行った参加者

附 則

この改正規定は、平成18年12月1日から施行し、平成18年10月1日以降の株券の預託に係る手数料額の計算について適用する。